

議会改革推進会議

令和4年度 第1回 会議次第

日時：令和4年5月27日 午後1時15分～

場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 令和3年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

(2) 令和4年度議会改革に関する行動計画について

3 報告事項

(1) 広報編集委員会の協議内容について

(2) IT活用検討委員会の協議内容について

(3) ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備について

(4) 議会における個人情報保護条例の制定について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1 令和3年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- ・資料2 令和4年度議会改革に関する行動計画（案）
令和3年度・令和4年度 行動計画新旧対照表
- ・資料3 IT活用検討委員会における検討課題等
- ・資料4 ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備について
- ・資料5 議会における個人情報保護条例の制定について
- ・資料6 災害時連絡用メールアドレス等の確認について

<参考資料>

- ・議会改革推進会議設置要綱
- ・議会改革推進会議委員名簿

令和3年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

令和4年3月31日現在

行動計画の項目	令和3年度の実施結果・検討結果
<p>1 議会基本条例に基づく議会運営</p>	<p>○令和3年5月24日（第1回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定した。</p>
<p>2 住民との情報共有の推進</p> <p>(1) 議会広報の充実</p> <p>議会の活動を広く知ってもらうため、昨年度の試行発行で評判の良かった雑誌型広報紙を年1回発行し、公民館やコミュニティセンター、図書館等、県内の主要施設に配架するほか、議会ホームページにも掲載するなど、なるべく多くの県民の目に触れるようにする。</p> <p>また、新たに選挙権を有することとなる生徒や学生に対する主権者教育を推進するため県内高校生に広報紙を配布するほか、生徒等の政治参加意識を向上するため、議員との座談会等の実施について検討する。</p> <p>さらに、議会ホームページのPRを行うため、SNS等を活用したプッシュ型広告を配信し、併せて議会広報や議会活動についてWEBにおけるアンケート調査を行うなど、引き続き次年度以降の広報のあり方を検討する。</p>	<p>○令和3年6月に雑誌型の議会広報紙「TOYAMAジャーナル創刊号」を発行し、県議会HPに掲載した。</p> <p>配布先…県内高等学校、公民館・コミュニティセンター等</p> <p>配付部数…約42,500部</p> <p>○主権者教育の推進として</p> <p>①高校生への議会広報紙の配付</p> <p>②高校生との意見交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 高校生とやま県議会（R3.8.10） ・第2回 高校生とやま県議会（R3.10.21） <p>③高等学校での「出前講座」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 荒井学園新川高等学校（R3.10.20） ・第2回 荒井学園高岡向陵高等学校（R4.2.8） <p>④「富山県青年議会」合同学習会への参加（R3.8.21）等を行った。</p> <p>○インターネットの各種媒体を使ったプッシュ型の広告を行い、県議会HPや掲載の広報紙をPRするとともに、広報紙についてWEBアンケート調査を実施した。</p> <p>アンケート調査期間…R3.6.14～8.31</p> <p>回答件数…125件</p> <p>☆令和4年度においても、議会広報紙を年1回発行するほか、主権者教育としての出前講座の対象校を県立高校まで広げ、実施を検討することとした。</p> <p><R4 予算> 議会広報紙発行・広告・アンケートの実施に係る経費 約480万円</p>

行動計画の項目	令和3年度の実施結果・検討結果																				
<p>(2) ソーシャルメディア利用等による 情報発信</p> <p>常任委員会の録画を試行配信し、県民の声も聴きながら、費用対効果も踏まえ委員会の運営について引き続き検討する。</p>	<p>○令和2年度に未実施であった教育警務、地方創生産業、県土整備農林水産委員会の録画配信を試行した。</p> <table border="1" data-bbox="748 288 1532 544"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員会</th> <th>開催日</th> <th>集計期間</th> <th>視聴件数 (1日当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>県土整備 農林水産</td> <td>6/8(火)</td> <td>6/9～9/7(91日間)</td> <td>234件(2.6件)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>教育警務</td> <td>6/11(金)</td> <td>6/14～9/7(86日間)</td> <td>123件(1.4件)</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>地方創生 産業</td> <td>9/7(火)</td> <td>9/9～11/22(75日間)</td> <td>124件(1.7件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆令和4年11月から全常任委員会の録画配信を実施することとし、併せて令和4年3月に委員会条例の改正を行い、令和4年6月定例会から委員会の傍聴を原則自由化することとした。 (撮影、録音等は委員長の許可が必要)</p> <p><R4 予算> 録画配信に要する経費(機器リース料等) 約120万円</p>	区分	委員会	開催日	集計期間	視聴件数 (1日当たり)	第1回	県土整備 農林水産	6/8(火)	6/9～9/7(91日間)	234件(2.6件)	第2回	教育警務	6/11(金)	6/14～9/7(86日間)	123件(1.4件)	第3回	地方創生 産業	9/7(火)	9/9～11/22(75日間)	124件(1.7件)
区分	委員会	開催日	集計期間	視聴件数 (1日当たり)																	
第1回	県土整備 農林水産	6/8(火)	6/9～9/7(91日間)	234件(2.6件)																	
第2回	教育警務	6/11(金)	6/14～9/7(86日間)	123件(1.4件)																	
第3回	地方創生 産業	9/7(火)	9/9～11/22(75日間)	124件(1.7件)																	
<p>3 住民参加の取り組み</p> <p>政策テーマを設定し、議会や委員会の傍聴、議員との意見交換を実施する。</p> <p>議会報告会については、引き続きあり方等を議論し、開催を検討する。</p>	<p>○高校生との意見交換会の実施(再掲)</p> <p>○高等学校での「出前講座」の実施(再掲)</p> <p>○「富山県青年議会」合同学習会への参加(再掲)</p>																				
<p>4 新たな機能強化の取り組み</p> <p>(1) 議会におけるITの活用の検討</p> <p>ペーパーレス化を目的としたタブレット端末等を導入し、議長の下に設置したIT活用検討委員会において、議事運営におけるITの具体的な活用を検討する。</p>	<p>○IT活用検討委員会を設置(R3.4.19)し、議会におけるIT活用について協議、検討を行い、タブレット端末の試行導入に向けた基本指針の策定等を行った。(R4.3)</p> <p>○タブレット端末及び大会議室に資料投影用デジタルサイネージを導入した。(R4.3)</p> <p>☆令和4年6月定例会からタブレット端末を活用した議会運営を試行、また、デジタルサイネージを用いた予算特別委員会を実施することとした。(配付資料の削減(→削減量の見える化)、資料編綴・配付業務の効率化)</p>																				

行動計画の項目	令和3年度の実施結果・検討結果
<p>(2) 危機管理対応</p> <p>令和元年度に作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき議場で行う避難誘導訓練等を実施するほか、備蓄の必要性などについて検討する。</p>	<p>○「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の送受信テストを実施した。(R3. 7. 1, 5, 15)</p> <p>○「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場・傍聴席からの避難訓練を実施した。(R3. 11. 30)</p> <p>(実施後、アンケート調査を実施)</p> <p>☆次年度以降もメール送受信テスト及び避難訓練を継続的に実施し、課題を整理・検討することとした。</p>
<p>(3) 仕事と介護、育児との両立・推進</p> <p>仕事と介護や育児との両立を推進するため、議会におけるITの活用の検討に併せ、将来的なオンライン委員会の実施を可能とした場合の対応等について研究する。</p>	<p>☆議会におけるITの活用において、オンライン委員会の開催について引き続き研究することとした。</p>
<p>5 その他</p> <p>要綱に基づく委員会、協議会であって、類似する委員会等があるもの、開催実績の少ないものについては、再編・集約や発展的解消も視野に入れて検討する。</p>	<p>○提出予定議案協議会のあり方について各党派に対し意見を聴取し協議、検討した結果、現状どおりとなった。</p> <p>○委員会へのマイボトル持込みや、鉛筆等の机上配付の取止めを試行的に実施し、令和4年度当初の正副委員長会議において決定の上、本格実施することとした。(事務局による水の配置を廃止し、議会運営の効率化を図る)</p> <p>○意見書の審議について、議会運営の効率化や傍聴者等へのわかりやすい議会運営について協議、検討した結果、議員による提案理由説明を実施し、職員の意見書朗読を廃止することとした。</p> <p>○議案書及び議事録(議事録検索システム掲載までの速報版)を議会ホームページへ掲載することとした。(県民の利便性の向上を図る)</p>

令和 4 年度 富山県議会 議会改革の取り組み
【議会改革に関する行動計画】（案）

令和 4 年 5 月 27 日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 議会広報の充実

議会広報紙を年 1 回発行し、多くの県民の目に触れるよう公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページにも掲載する。

また、SNS 等を活用したプッシュ型の広告を配信し、議会ホームページや議会広報紙の PR を行うほか、議会広報や議会活動について WEB でアンケート調査を行い、引き続き議会広報のあり方を検討する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

全常任委員会の録画配信を実施する。

3 主権者教育の推進と住民参加の取組

生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に議会広報紙を配布すると共に、高校への出前講座を県立高校まで広げ実施することを検討する。

また、議員と高校生との座談会等の実施について検討する。

このほか、政策テーマを設定し、議会や委員会の傍聴、議員との意見交換等を実施する。

議会報告会については、引き続きあり方等を議論し、開催を検討する。

4 新たな機能強化の取組

(1) 議会における IT の活用

議会資料等を電子化し、タブレット端末等を活用した議会運営を試行する。

また、住民に分かりやすい議会運営や、災害時等におけるタブレット端末等を活用したオンライン会議等、議員の議会活動の向上に IT の活用を検討する。

(2) 危機管理対応

「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場で行う避難誘導訓練等を継続的に実施し、課題等について検討する。

(3) 男女共同参画の推進

仕事と介護や育児との両立に資する IT の効果的な活用について引き続き研究する。

また、議会におけるハラスメントの防止のため、研修の実施及び相談体制の整備等、必要な施策を講じる。

5 その他

議会における個人情報保護条例（仮称）を制定するとともに、議会で保有する個人情報の取扱について検討する。

令和3年5月24日

〇趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 議会広報の充実

議会の活動を広く知ってもらうため、昨年度の試行発行で評判の良かった雑誌型広報紙を年1回発行し、公民館やコミュニティーセンター、図書館等、県内の主要施設に配架するほか、議会ホームページにも掲載するなど、なるべく多くの県民の目に触れるようにする。

また、新たに選挙権を有することとなる生徒や学生に対する主権者教育を推進するため県内高校生に広報紙を配布するほか、生徒等の政治参加意識を向上するため、議員との座談会等の実施について検討する。

さらに、議会ホームページのPRを行うため、SNS等を活用したプッシュ型広告を配信し、併せて議会広報や議会活動についてWEBにおけるアンケート調査を行うなど、引き続き次年度以降の広報のあり方を検討する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

常任委員会の録画を試行配信し、県民の声も聴きながら、費用対効果も踏まえ委員会の運営について引き続き検討する。

3 住民参加の取り組み

政策テーマを設定し、議会や委員会の傍聴、議員との意見交換を実施する。

議会報告会については、引き続きあり方等を議論し、開催を検討する。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会におけるITの活用の検討

ペーパーレス化を目的としたタブレット端末等を導入し、議長の下に設置したIT活用検討委員会において、議事運営におけるITの具体的な活用を検討する。

(2) 危機管理対応

令和元年度に作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき議場で行う避難誘導訓練等を実施するほか、備蓄の必要性などについて検討する。

(3) 仕事と介護、育児との両立・推進

仕事と介護や育児との両立を推進するため、議会におけるITの活用の検討に併せ、将来的なオンライン委員会の実施を可能とした場合の対応等について研究する。

5 その他

要綱に基づく委員会、協議会であって、類似する委員会等があるもの、開催実績の少ないものについては、再編・集約や発展的解消も視野に入れて検討する。

令和4年5月 日

〇趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 議会広報の充実

議会の活動を広く知ってもらうため、昨年度の試行発行で評判の良かった雑誌型広報紙を年1回発行し、多くの県民の目に触れるよう公民館やコミュニティーセンター、図書館等、県内の主要施設に配架するほか、議会ホームページにも掲載するなど、なるべく多くの県民の目に触れるようにする。

(また、新たに選挙権を有することとなる生徒や…検討する。→ **3に移動**)

また、さらに議会ホームページのPRを行うため、SNS等を活用したプッシュ型の広告を配信し、議会ホームページや議会広報紙のPRを行うほか、併せて議会広報や議会活動についてWEBにおけるアンケート調査を行うなど、引き続き次年度以降の議会広報のあり方を検討する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

全常任委員会の録画を試行配信し、県民の声も聴きながら、費用対効果も踏まえ委員会の運営について引き続き検討を実施する。

3 主権者教育の推進と住民参加の取組

新たに選挙権を有することとなる生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に議会広報紙を配布すると共に、高校への出前講座を県立高校まで広げ実施することを検討する。ほか、生徒等の政治参加意識を向上するため、

また、議員と高校生との座談会等の実施について検討する。

このほか、政策テーマを設定し、議会や委員会の傍聴、議員との意見交換を実施する。

議会報告会については、引き続きあり方等を議論し、開催を検討する。

4 新たな機能強化の取組

(1) 議会におけるITの活用の検討

議会資料等を電子化し、ペーパーレス化を目的としたタブレット端末等を導入し、議長の下に設置したIT活用検討委員会において、議事運営におけるITの具体的な活用を検討した議会運営を試行する。また、住民に分かりやすい議会運営や、災害時におけるタブレット端末等を活用したオンライン会議等、議員の議会活動の向上にITの活用を検討する。

(2) 危機管理対応

令和元年度に作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場で行う避難誘導訓練等を継続的に実施するほか、備蓄の必要性など課題等について検討する。

(3) 仕事と介護、育児との両立・推進 男女共同参画の推進

仕事と介護や育児との両立を推進するために資する、議会におけるITの効果的な活用の検討に併せ、将来的なオンライン委員会の実施を可能とした場合の対応等について引き続き研究する。また、議会におけるハラスメントの防止のため、研修の実施及び相談体制の整備等、必要な施策を講じる。

5 その他

要綱に基づく委員会、協議会であって、類似する委員会等があるもの、開催実績の少ないものについては、再編・集約や発展的解消も視野に入れて検討する。

議会における個人情報保護条例(仮称)を制定するとともに、議会で保有する個人情報の取扱について検討する。

IT 活用検討委員会における検討課題等

1 主な検討課題

(1) タブレット端末に係る質疑事項及び対応

→ Q&A を作成し配付予定

(2) 常任委員会資料等の配付 (google ドライブ、共有アイテムへの保存)

- ・ google ドライブ上の共有アイテムに、各常任委員会資料をフォルダ形式で保存
- ・ 保存後、貸与タブレット端末の電子メールアドレス宛に連絡
- ・ フォルダから資料をダウンロードし閲覧

→ 資料保存に併せて、再度、簡易マニュアルを配付予定

(3) 予算特別委員会における議員からの資料提供ルール

(大会議室に配備した大型ディスプレイ (2台) を資料説明に利用)

- ・ ディスプレイを使用する場合は、会場設営の関係上、前々日までに事務局へ連絡
- ・ 映し出す資料については PDF データとし、前日 16 時までに事務局まで電子メールで提出 (PDF データ送付先 : agikaijimu@pref. toyama. lg. jp)
- ・ 今年度は紙媒体と併用するため、これまでどおり紙資料を 80 部提出
- ・ ディスプレイを使用しないが資料配付する場合は、従来どおりの取扱 (前日まで 80 部)
- ・ 資料のディスプレイへの表示等は、議員がタブレット端末を操作して行う

(4) 事務局からの資料保存や会議等の案内方法

- ・ 資料保存や会議等の案内については、貸与タブレット端末の電子メールアドレス等に連絡を行うが、当面は、議員個人のメールアドレス等にも連絡を行う

(5) オンライン委員会

- ・ IT 委員会で試行実施し検討 (早めの実施を検討)

(6) その他 (5/18 会議時の意見等)

- ・ アプリインストール届出の登録フォーム作成
- ・ 貸与タブレットの google アカウントを個人の端末 (スマートフォン、PC) で利用する場合のルール化 (届出等を検討)
- ・ 端末返却時のアカウントやメールアドレスの取扱の検討
- ・ タブレット使用時における質問事項等の入力フォームの作成 (マニュアルへの反映)

2 6月定例会に際しての留意事項等

- ・ 常任委員会、本会議の前に、タブレット端末を充電しておくこと
- ・ 会議前には、端末にログインし、資料等をダウンロードしておくこと
- ・ 貸与端末にアプリをインストールする場合は、届出を行うこと

3 スケジュール

年月	議会関係	IT 活用検討関係
R4.5	第1回議会改革推進会議 (5/27)	第1回 IT 活用検討委員会 (5/18) <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス会議の試行 ・端末配付時における課題整理等
R4.6	6月定例会 (6/3～6/21) <ul style="list-style-type: none"> ・本会議等でタブレット端末の試行的利用 ・予算特別委員会でディスプレイを利用 ・会議録等電子データの提供 	
R4.7		第2回 IT 活用検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・6月定例会施行後の課題整理等 ・決算特別委員会の対応検討
R4.8	第2回議会改革推進会議	第3回 IT 活用検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議の試行、模擬委員会の実施
R4.9	9月定例会 決算特別委員会 (組織・理事会) 第3回議会改革推進会議	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 状況を見ながら早めの試行を検討 </div> (Wi-Fi ルータ 5 台の試行的導入)
R4.10	決算特別委員会総括説明、 分科会 (書面審査)	第4回 IT 活用検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン委員会に係る課題整理等 ・9月定例会後の課題整理等
R4.11	11月定例会 常任委員会のインターネット録画配信開始	第5回 IT 活用検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・規程改正内容等の整理
R4.12	第4回議会改革推進会議	
R5.1		第6回 IT 活用検討委員会
R5.2	第5回議会改革推進会議、正副議長記者会見 2月定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・富山県議会会議規則の改正 (電子媒体による資料配付) ・富山県議会委員会条例の改正 (オンライン委員会の開催) ・富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正 (オンライン委員会等を行った場合の費用弁償の取扱等) ・請願・陳情処理要領の改正 ・タブレット端末の使用に関する要綱の制定 ・情報通信技術を活用した委員会の実施等に関する要綱の制定 ・先例の見直し (タブレット端末の本会議等への持ち込み) 	
R5.3		タブレット端末返却
R5.4	県議会議員選挙 (任期満了 4/29)	
R5.5	全員協議会、臨時会 新議員説明会	タブレット端末貸与、操作説明会
R5.6	6月定例会	タブレット端末の本格利用開始

令和 4 年 5 月 27 日
議会事務局総務課

ハラスメント防止研修の実施及び相談体制の整備について

1 概要

政治分野における男女共同参画推進法が改正され、地方議会において、
① セクハラ・マタハラ等の発生防止に資する研修の実施（議員を対象）
② 当該問題に係る議員からの相談体制の整備
など必要な施策を講じることが規定されたことから、本議会としても対応する必要がある。

2 実施主体

議会事務局

3 法が要請する取組み

(1) 研修の実施

議会におけるハラスメントの発生防止に係る研修会を実施
（全国議長会が実施する研修会に全議員に参加していただく予定）

(2) 相談体制の整備

セクハラ・マタハラ等に関する議員からの相談体制の整備
（運営方法等について、先行県の事例を踏まえて検討を進め、年度内に整備予定）

<参考> 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律
（抜粋）

（性的な言動等に起因する問題への対応）

第 9 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止するとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生を防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

令和4年5月27日
議会事務局総務課

議会における個人情報保護条例の制定について

1 経緯

個人情報保護法が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者を対象としていた個人情報保護に関する3件の法が同法に統合された。

これまで適用対象外であった地方公共団体も同法の適用対象となり、全国的な共通ルールで運用されることとなった（地方公共団体に係る規定は令和5年4月1日施行）。

ただし、地方議会は、国会と同様に、自律性を尊重する観点から、引き続き同法の適用対象から除外となったため、富山県議会として個人情報保護条例を独自に制定するもの。

<参考>富山県議会における個人情報保護について（従来の取扱い）

議会も執行部と同様、「富山県個人情報保護条例」の適用対象となっていた。

2 条例案の概要

条例案は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応することを基本として、全国議長会が作成した条例標準例に基づき作成する。

(1) 構成

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条）

第3章 個人情報ファイルの作成・公表（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第44条）

第5章 雑則（第47条～第52条）

第6章 罰則（第53条～第57条）

(2) 対象となる個人情報

基本的には、議会事務局職員が、①職務上作成又は②取得した個人情報で組織的に利用する目的で保有しているものを想定している（各議員が取得する個人情報は想定していない）。

(3) その他

条例の実施について必要な事項は議長が別に定める。

3 今後の予定（案）

令和4年5月以降	事務局にて条例案を作成 各会派代表者会議で随時検討
6月以降	罰則規定の内容について、検察庁協議の実施 パブリックコメントの実施
11月	11月定例会で条例制定
令和5年4月	条例施行

令和 4 年 5 月 2 7 日

《氏名》 様

災害時連絡用メールアドレス等の確認について

昨年ご回答いただいた「1 災害時連絡用メールアドレス」及び「2 資料送付用メールアドレス」について、変更の有無をご回答願います。

1 災害時連絡用メールアドレス：災害情報の一斉送信や安否確認用

変更がある場合は、変更後のメールアドレス欄にご記入願います。

() 変更なし 【登録メールアドレス】(=携帯電話など常時連絡可能なもの)

メールアドレス：《災害時連絡用メールアドレス》

() 変更あり 【変更後のメールアドレス】

メールアドレス：

2 資料送付用メールアドレス：議会関係資料や新型コロナ関連資料等送付用

変更がある場合は、変更後のメールアドレス欄にご記入願います。

(メールアドレスが無い場合は、FAX番号が登録されています。)

() 変更なし 【登録メールアドレス (又はFAX番号)】

メールアドレス：《資料送付用メールアドレス》

() 変更あり 【変更後のメールアドレス】

メールアドレス：

＜参考＞タブレット端末用メールアドレス：議会関係資料や新型コロナ関連資料等送付用

既に割り振られています。当分の間、「2 資料送付用メールアドレス」に加えて、
タブレット端末用メールアドレスにも資料を送付します。

メールアドレス：《タブレット端末用メールアドレス》

※6月中に送受信テストを実施予定です。別途ご案内します。

6月3日(金)までに議会事務局総務課へご回答願います (FAX可)

事務担当 議会事務局総務課 朴木 (ほおのき)
TEL 076-444-3405 (直通)
FAX 076-444-3471

議会改革推進会議設置要綱

平成30年4月24日

改正 令和元年5月17日

改正 令和2年12月17日

改正 令和3年3月8日

(設置目的)

第1条 議会改革及び議会の活性化を推進するため、富山県議会に、富山県議会基本条例(平成30年富山県条例第51号)第14条に規定する議会改革推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、副議長を含めた議員12名(以下「委員」という。)で構成する。

2 委員の構成は、副議長のほか、自由民主党5名、自民党新令和会2名並びに立憲民主党・県民の会、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。

3 委員の任期は、議員の任期とする。

4 会議に委員長を置き、委員長は副議長をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

(届出)

第3条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

(招集)

第4条 会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議の議事は、原則として公開とし、会議録を作成する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で決定する。

(その他)

第8条 議会運営等に関する検討小委員会は休止し、議会活性化の推進に関する検討は引き続き、会議で行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

議会改革推進会議委員名簿

(会派別、期別順)

委員長 瘡 師 富士夫

委員 山 本 徹

〃 奥 野 詠 子

〃 井 上 学

〃 山 崎 宗 良

〃 藤 井 大 輔

〃 亀 山 彰

〃 庄 司 昌 弘

〃 井加田 ま り

〃 火 爪 弘 子

〃 吉 田 勉

〃 杉 本 正

(委員長含め 12 名)